

甲種防火管理再講習の実施案内

1 目的

消防法施行令第4条の2の2第1項第1号に掲げる防火対象物の防火管理者に対して、防火管理者として必要な知識を再確認するために甲種防火管理再講習を実施します。

2 日時

令和元年10月9日（水）

午前9時20分から午前11時40分

3 受付時間

午前9時00分から午前9時20分

4 場所

海部南部消防組合消防本部3階大会議室

愛知県海部郡飛島村大宝五丁目182番地

電話 0567-52-3143（予防課）

5 受講申込み

令和元年7月1日（月）から令和元年8月30日（金）までに、防火管理講習受講申込書を海部南部消防組合消防本部予防課へ提出してください。

なお、防火管理講習受講申込書には、太枠内を記入の上、写真1枚（写真は、無帽、無背景、正面、上三分身で6か月以内に撮影したもので、大きさは、縦4cm、横3cmで裏に氏名を書いてください。）を貼付けてください。なお、講習の種別は甲種防火管理再講習となります。

受講申込みの際に受講料（テキスト代金）の払込取扱票をお渡ししますので、必ず申込期間中に指定の機関で振込みをお願いします。

6 受講料（テキスト代）

1,350円

なお、テキスト代が受講料になります。

7 受講科目

防火管理に関する消防法令等の改正概要、火災事例等に基づく防火管理対策とする。

8 受講対象者

消防法施行令第4条の2の2第1項1号の防火対象物の防火管理者（特定用途で30人未満、非特定用途で50人未満の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）に対して消防庁長官が定める特定用途で収容人員が300人

以上の防火対象物の防火管理者

9 定員

40名程度

10 修了証の交付

すべての科目を修了した者に交付します。

11 講習会の延期

暴風、大雨、洪水等の各警報、南海トラフ地震に関連する情報のいずれかが、飛島村において講習当日の午前7時30分の時点で発令されている場合、講習を次のとおり延期いたします。詳しくは、海部南部消防組合消防本部予防課へ講習日の午前7時30分から8時30分までの間に問い合わせてください。

延期の場合の講習日時（延期日）

令和元年10月10日（木）

午前9時20分から午前11時40分

12 受講上の注意義務

- (1) 遅刻者は、原則、入室禁止とし、受講ができなくなる場合もありますので時間を厳守してください。
- (2) 早退者は、受講時間単位不足となるため、甲種防火管理再講習の修了証は交付されません。
- (3) 欠席されても受講費用は返還いたしませんので御了承ください。
また、延期となった場合に、受講者の都合により受講できない場合も同様とします。なお、欠席されてもテキストはお渡ししますので、後日、海部南部消防組合消防本部予防課までお越してください。
- (4) 駐車場は、海部南部消防組合消防本部駐車場（敷地内）を御利用ください。
- (5) 講習会場は、敷地内禁煙となりますので御協力ください。

問い合わせ先 海部南部消防組合消防本部
予防課予防係

電話 0567-52-3143（直通）